

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項の規定に基づいて作成した「第11次愛媛県交通安全計画（令和3年度～令和7年度）」の方針に従い、令和4年度における陸上交通の安全に関して講ずべき施策を定めたものであります。

本県における令和3年中の交通事故の状況は、発生件数2,260件、死者数50人、負傷者数2,465人で、発生件数、負傷者数は17年連続で減少したものの、死者数は2年連続で増加しました。

また、高齢者(65歳以上)の交通事故死者数は33人で、前年に比べ2人減少したものの、全死者数に占める割合は、全体の約7割を占めるなど、高齢者の交通事故抑止が引き続き重要な課題となっています。

このような状況も踏まえ、本県では、今年度も関係機関・団体と連携を図りながら、高齢者や子供などの交通弱者の交通事故防止及び自転車の安全利用対策を重点として取り組み、県民の理解と協力の下、交通事故のない愛媛を目指して努力するものであります。

愛媛県交通安全対策会議